知多市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年１２月２１日

知多市長　宮　島　壽　男

知多市条例第２４号

知多市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第１条　知多市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和４５年知多市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の１６５」を「、６月に支給する場合には１００分の１６５、１２月に支給する場合には１００分の１７５」に改める。

第２条　知多市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の１６５、１２月に支給する場合には１００分の１７５」を「１００分の１７０」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和６年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の知多市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和５年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の知多市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。